別表十三(六) 「13」欄又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額 の損金算入に関する明細書	事業年度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リ モ ニ
交換分合計画が公告された日 1 平 ・ ・	頂 資産の帳簿価額を減額した金額 13 平	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ②「区分番号」欄:「10258」		一 人
③「適用額」欄: 当該別表十三(六)「13」欄の金額 (当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合に は、同欄の金額(円単位))	又 度	きミ どこよ 匡吉
※1 ※2に該当するもの以外※2 適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	対応する帳簿価額 17	手生三元
	算 圧 縮 限 度 額 18 円 し 円 し 円 し 円 し 円 し 円 し 円 17 円 17 円 1	J
の 譲 帳 簿 価 額 6	た場合 圧縮限度超過額 19	
明 前 っ の 経 費 の 額 7	資産の帳簿価額を 減額した金額 渡 資	
「20」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出し	産の 譲渡 渡 (11) 取得資産の価額 21	
て取得資産を取得した場合)を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81 第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ②「区分番号」欄:「10258」	ととも 縮 譲渡直前の帳簿価額 22 (8) (8) (22 13 14 14 14 14 14 14 14	
③「適用額」欄:当該別表十三(六)「20」欄の金額 (当該金額が同表「25」欄の金額を超える場合に は、同欄の金額(円単位))	金度産譲渡資産の譲渡	
※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合	で 取 得 資 許 産 上 (22) + (23) 24	
明 平方メー	c 算 E 縮 限 度 額 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
和 取得した土地等の面積 12	た場合 圧縮限度超過額 (20) - (25)	